

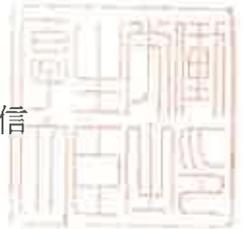
厚生労働省発雇均0825第3号

令和5年8月25日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 中小企業退職金共済法施行規則の一部改正

一 共済契約者から氏名若しくは名称又は住所（以下「住所等」という。）の変更の届出があった場合等には、勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、共済契約者に対し、共済契約者証票を交付しなければならないこととする。また、当該共済契約者証票の交付を、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。 （第七十八条関係）

二 機構が定める方法により住所等の変更の確認を行うことに同意した共済契約者については、機構への住所等の変更の届出を不要とすること。 （第百四条第一項関係）

第二 施行期日等

- 一 この省令は、令和五年十二月一日から施行すること。 （附則関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。